

首都圏中国帰国者支援・交流センター募集要項

平成29年度 中国残留邦人等の体験と労苦を伝える「戦後世代の語り部」育成事業

中国残留邦人等の体験と労苦を伝える「戦後世代の語り部」を募集します

首都圏中国帰国者支援・交流センター（以下、センター）は、中国残留邦人等（※）の帰国直後の定着促進支援から、永続的に日本語学習・地域での生活や交流を支援する施設です。

（※）「中国残留邦人等」とは「中国残留邦人」と「樺太残留邦人」の総称です。

中国残留邦人等が高齢化する中、先の大戦の記憶を次世代へ継承する重要性が高まっています。

そこで、センターでは、中国残留邦人等の体験と労苦を受け継ぎ、その伝承者となる「戦後世代の語り部」を育成するための事業（以下、「語り部育成事業」）を平成28年度に始めました。平成29年度の研修受講者（第2期生）を募集しますので、希望者は、別紙の応募用紙に必要事項を記入し、応募方法に定める必要書類とともに、センターまでご応募ください。

この「語り部育成事業」では、中国残留邦人等の戦中・戦後及び帰国後の体験と労苦の聞き取りや、その体験等をまとめた記録集や文献、資料、映像などを教材として研修を行います。研修修了後は、中国残留邦人等の語り部として活動していただくことになります。

1 募集対象

- （1）戦後に生まれた方で、中国残留邦人等の体験と労苦の継承に深い関心と理解があり、中国残留邦人等の語り部として次の世代にその体験と労苦を伝える意欲がある方。
- （2）概ね3年間の研修に継続的に参加可能であり、研修修了後、語り部として活動可能な方。

2 研修予定

- 1年目：当時の体験等の聞き取り、語り部として講話活動等を行うための基礎的知識、「語り」のプラン作り等の研修。
- 2～3年目：語り部講話原稿の作成や分かりやすい伝え方、話法技術等の学習。講話演習、実習等による実践的な研修。

※研修は平成29年10月開講予定で、月1～2回（1回2～4時間）程度

3 募集人員 5人程度

4 募集期間 平成29年6月27日（火）～8月5日（土）（必着）

5 費用負担等 ・研修費は無料（教材、参考資料はセンターで用意）
・研修参加に必要な経費（交通費、食事代等）は各自で負担

6 応募方法

応募用紙に必要事項をご記入のうえ、小論文（1600字程度）を添えて応募先まで、郵便又はEメールでお送りいただくか、ご持参下さい。

※小論文のテーマ：「中国残留邦人等に関心を持ったきっかけと継承への思い」

尚、応募書類につきましては、可否に関わらず、とくにご要望が無ければ返却はいたしません。

7 選考方法 応募用紙及び小論文による書面審査と面接により選考を行います。

8 問い合わせ先

首都圏中国帰国者支援・交流センター 企画課「語り部事業担当」（小川・馬場）
〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町7F
電話：03-5807-3171 FAX：03-5807-3174 Eメール：kikaku@sien-center.or.jp

「中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業」予定

年月		内容
平成 29 年度	10月1日(日) (予定)	【3施設合同開講式】(於：昭和館) 【1年目】基礎的知識の習得、「語り」のプラン作り ・中国帰国者支援・交流センターの概要、設立経緯、事業内容等 ・昭和館、しょうけい館の見学
	11月～3月	・戦中・戦後の状況、中国残留邦人等への援護・支援施策等 ・中国残留邦人等の体験と労苦の聞き取り、証言映像等の視聴等
平成 30 年度	4月～9月	・中国残留邦人等との交流
	10月～3月	【2年目】 話法技術等の習得、語り部講話演習、実習によるスキルアップ
平成 31 年度	4月～9月	・講話原稿作成 ・話法、朗読技術の習得 ・講話演習 ・実地研修(関連施設の見学等)
	10月～3月	【3年目】語り部講話演習、実習によるスキルアップ ・講話演習
平成 32 年度	4月～9月	・講話実習 【研修修了】
	10月～	研修修了後、語り部講話活動を開始

(注1) 研修会場は、首都圏中国帰国者支援・交流センターを予定。

(注2) 平成29年10月開講式以降の研修スケジュールは調整中(毎月1～2回程度(土曜日)を予定)。

○中国残留邦人等とは

「中国残留邦人等」とは「中国残留邦人」の方々と「樺太残留邦人」の方々の総称です。

「中国残留邦人」：1945年(昭和20年)当時、中国東北地区(旧満州地区)には開拓団など多くの日本人が居住していましたが、同年8月9日、突然のソ連参戦により、人々は居住地を追われ、逃避中や収容所では飢餓や伝染病等により死亡者が続出するという悲惨な状況にありました。このような混乱の中、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられ、また、中国人の妻になるなどしてやむなく中国に留まった方々を「中国残留邦人」といいます。

「樺太残留邦人」：日ソ開戦時、樺太(千島を含む)には約38万人の一般邦人、また、約1万人の季節労働者が居留していました。開戦により樺太庁長官は、軍の要請と樺太の事態にかんがみ、老幼婦女子等を北海道に緊急疎開させることとしましたが、昭和20年8月23日、ソ連軍によりこうした緊急疎開が停止されました。その後、集団引揚げが昭和34年までに行われましたが、様々な事情が障害となって樺太に残留(ソ連本土に移送された方を含む。)を余儀なくされた方々を「樺太残留邦人」といいます。